

三原市地域公共交通活性化協議会

陸上交通（地域内フィーダー系統）部会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 三原市地域公共交通活性化協議会規約（以下「協議会規約」という。）第13条第1項の規定に基づき設置された三原市地域公共交通活性化協議会陸上交通（地域内フィーダー系統）部会（以下「部会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号）に規定する生活交通確保維持改善計画及び事業評価など、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項を協議し、その結果を三原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）へ報告する。

（部会の構成）

第3条 部会は、部会長、委員をもって組織する。

2 部会長は、生活環境課長をもって充てる。

3 委員は、部会の開催ごとに、別表に定める交通事業者から部会長が指名する。

4 部会長は、前条の協議にあたり必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

（運営）

第4条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長がこれを招集し、部会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、協議会規約第13条に規定する事務局において処理する。

（その他）

第6条 この要領に定めるほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は令和●年●月●日から施行する。

別 表

三原市地域公共交通活性化協議会陸上交通（地域内フィーダー系統）部会名簿

部 会 長	生活環境課長
委 員	株式会社エフ・ジー
委 員	おかの交通株式会社
委 員	有限会社久井交通
委 員	双葉運輸株式会社
委 員	ハイランド交通